

○尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例

昭和57年10月1日

条例第41号

改正 昭和62年3月6日条例第11号 平成6年12月28日条例第32号

令和3年3月25日条例第17号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止について必要な事項を定めることにより、自転車等の放置を抑制し、災害時における防災活動の円滑化その他公共の場所の公共空間としての機能の確保を図り、もって市民生活の安全を保持し、良好な都市環境を保全することを目的とする。

(昭62条例11・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、緑地、河川その他公共の用に供する場所をいう。
 - (2) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)又は同項第10号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)をいう。
 - (3) 放置 自転車等の利用者が当該自転車等を自転車駐車場以外の場所に停止し、かつ、当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。
 - (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
 - (5) 近隣商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域をいう。
 - (6) 商業地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。
- (昭62条例11・平6条例32・令3条例17・一部改正)

(市の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、自転車駐車場の整備その他公共の場所における自転車等の放置の防止について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(昭62条例11・一部改正)

(自転車等利用者の責務)

第4条 自転車等を利用する者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、市長が第1条の目的を達成するために行う措置に積極的に協力しなければならない。

(昭62条例11・平6条例32・一部改正)

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、旅客の利便に供するため、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が自転車駐車場を設置しようとする場合は、その用地の提供等当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(平6条例32・一部改正)

(自転車駐車場の附置義務)

第6条 本市の近隣商業地域及び商業地域内において、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるものを新築し、又は増築しようとする者は、規則で定める基準に従い、その施設の利用者のために必要な自転車駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置しなければならない。

(昭62条例11・平6条例32・一部改正)

(自転車等放置禁止区域の指定)

第7条 市長は、市民生活の安全の保持及び良好な都市環境の保全のため必要があると認

めるときは、自転車駐車が整備されている地域内の公共の場所を、自転車等放置禁止区域として指定することができる。

- 2 自転車等の利用者は、自転車等放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。
- 3 市長は、自転車等放置禁止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 前項の規定は、自転車等放置禁止区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(昭62条例11・一部改正)

(自転車等放置抑制区域の指定)

第8条 市長は、自転車等の放置により、市民生活の安全及び良好な都市環境が阻害されるおそれがあると認めるときは、自転車駐車が整備されている地域以外の地域内の公共の場所を、自転車等放置抑制区域として指定することができる。

- 2 自転車等の利用者は、自転車等放置抑制区域内に自転車等を長時間放置し、市民生活の安全及び良好な都市環境を阻害してはならない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、自転車等放置抑制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(昭62条例11・一部改正)

(放置された自転車等の撤去)

第9条 市長は、自転車等が第7条第2項又は前条第2項の規定に違反して放置されていると認められるときは、当該自転車等を撤去することができる。この場合において、当該自転車等が標識柱、防護さく等に係留されているときは、当該自転車等の係留器具等の切断その他必要な措置を講じることができる。

(平6条例32・全改)

(撤去した自転車等の保管)

第10条 市長は、前条の規定により撤去した自転車等をあらかじめ市長が定める場所において保管しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等の所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)に対し、保管を始めた年月日及び保管の場所を通知する等当該自転車等を返還するために必要な措置を講じなければならない。

(平6条例32・追加)

(撤去した自転車等の売却、廃棄処分等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)について同条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)から起算して1月を経過してもなお当該保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該保管自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 2 市長は、前項の規定により保管自転車等を売却しようとする場合において、当該保管自転車等について買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該保管自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により保管自転車等を売却した場合において、告示日から起算して6月以内に当該保管自転車等の所有者等から請求があったときは、同項の規定により保管した代金(以下「保管代金」という。)を返還しなければならない。
- 4 告示日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等又は保管代金を当該保管自転車等の所有者等に返還することができないときは、当該保管自転車等の所有権又は当該保管代金は、市に帰属する。

(平6条例32・追加、令3条例17・一部改正)

(返還手数料)

第12条 保管自転車等又は保管代金の返還を受けようとする者(以下「返還希望者」という。)は、当該返還の申出の際、次に掲げる申出の区分に応じ、当該号に定める額の手数

料を納付しなければならない。

(1) 保管自転車等(自転車に限る。)又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき2,500円

(2) 保管自転車等(原動機付自転車に限る。)又はその売却に係る保管代金の返還の申出 1台又は1件につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、返還希望者は、規則で定める場合に該当するときは、同項の手数料(以下「返還手数料」という。)の納付を要しない。

3 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、返還手数料を減免することができる。

4 既納の返還手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(昭62条例11・平6条例32・一部改正、令3条例17・全改)

(防犯登録)

第13条 自転車の所有者等は、当該自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第12条第3項の規定による防犯登録を受けなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たって、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(平6条例32・一部改正)

(尼崎市自転車等駐車対策協議会)

第14条 法第8条第1項の規定に基づき、尼崎市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平6条例32・追加)

(関係行政機関等との協議等)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、公共の場所における自転車等の放置の防止について関係行政機関等と協議し、又は関係行政機関等に協力を要請することができる。

(昭62条例11・平6条例32・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平6条例32・一部改正)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第7条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和58年3月2日規則5で、第2条、第7条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第3項の規定以外の規定の施行期日は、昭和58年4月1日)

付 則(昭和62年3月6日条例第11号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則(平成6年12月28日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第1項後段の規定により保管されている自転車等に係る売却その他の措置については、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月25日条例第17号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。